

令和8年第2回滝川市議会臨時会（第1日目）

令和 8年 5月15日（金）

午前10時00分 開 会

午前10時34分 閉 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 報告第 1号 専決処分について（滝川市税条例の一部を改正する条例）

日程第 4 議案第 1号 令和8年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第 2号 滝川市税条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第 3号 工事請負契約の締結について

○出席議員（13名）

1番	寄 谷 猛 男 君	2番	柴 田 文 男 君
3番	山 本 正 信 君	4番	藤 田 哲 也 君
7番	好 川 章 君	8番	福 井 雅 章 君
9番	高 橋 江海子 君	11番	堀 重 雄 君
12番	三 上 裕 久 君	13番	関 藤 龍 也 君
14番	田 村 勇 君	15番	山 口 清 悦 君
16番	安 樂 良 幸 君		

○欠席議員（3名）

5番	荻 野 仁 史 君	6番	荒 木 文 一 君
10番	木 下 八重子 君		

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	中 島 純 一 君
教 育 長	田 中 嘉 樹 君	監 査 委 員	宮 崎 英 彰 君
会 計 管 理 者	深 村 栄 司 君	総 務 部 長	稲 井 健 二 君
総 務 部 次 長	岡 崎 卓 哉 君	市 民 生 活 部 長	横 山 浩 丈 君
福 祉 部 長	鎌 田 清 孝 君	健康こども未来部長	景 由 隆 寛 君
産 業 振 興 部 長	加 地 幸 治 君	建 設 部 長	堀之内 孝 則 君
建 設 部 技 監	辻 本 一 浩 君	市立病院事務部長	柳 圭 史 君
市立病院事務部次長	金 子 和 史 君	教 育 部 長	諏 佐 孝 君
教 育 部 次 長	運 上 琢 論 君	教育部指導参事	鎌 田 定 男 君

監査事務局長 菊田健二君
企画課長 高嶋秀治君

総務課長 須藤公夫君
財政課長 田上智章君

○本会議事務従事者

事務局長 和田英昭君
書記 小島亜美君

事務局次長 壽崎行洋君
書記 林麻結君

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長 ただいまより、本日をもって招集されました令和8年第2回滝川市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、13名であります。

欠席の申出は荻野議員、荒木議員であります。

◎開議宣告

○議長 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において高橋議員、堀議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議長 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日の1日間といたしたいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

ここで、4月1日付の人事異動に伴う職員の紹介がありますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時05分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第3 報告第1号 専決処分について（滝川市税条例の一部を改正する条例）

○議長 長 日程第3、報告第1号 専決処分について（滝川市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました報告第1号、専決処分についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めたいとするものです。

専決事項は、滝川市税条例の一部を改正する条例で、専決処分年月日は令和8年3月31日です。

専決処分の理由は、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布され、一部を除き同年4月1日から施行されることとされました。この法律の施行に伴う本条例は、4月1日から効力を有しなければならない本年度における市税の賦課事務手続の変更や市税に係る市民の申告に関する改正が含まれているところ、これらに支障を生じさせないために必要な条文整理を行うには施行日前に議会を招集する時間的余裕がなかったことから、3月31日に専決処分させていただいたところでございます。

議案の3ページから5ページまでは改正条例でございます。

改正の内容につきまして報告第1号参考資料、滝川市税条例の一部を改正する条例改正要旨で説明いたしますので、参考資料1ページ目を御覧ください。第18条の3、納税証明事項は、軽自動車税の環境性能割を廃止し、従前の種別割を軽自動車税とすることに伴う条文整理のための改正です。

第19条、納期限後に納付し、または納入する税金、または納入金に係る延滞金は、後に説明いたします第80条の6を削除することに伴う条文整理のための改正です。

第79条、軽自動車税の納税義務者等、第80条、軽自動車税のみなす課税は、軽自動車税の環境性能割を廃止し、従前の種別割を軽自動車税とするための改正です。

旧第80条の3から2ページ目の旧第80条の8までの改正につきましては、軽自動車税の環境性能割の廃止に伴い条文を削除するための改正です。

第81条から3ページ目の第90条までの改正につきましては、軽自動車税の環境性能割を廃止し、従前の種別割を軽自動車税とすることに伴う条文整理のための改正です。

附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告は、いわゆるバリアフリー改修が行われました劇場、音楽堂等に係る固定資産税の税額の減額措置につきまして、対象施設を高齢者移動等円滑化法に該当する特別特定建築物のうち政府の補助を受けて同法に基づく建築物移動等円滑化基準等に適合する改修工事を行った一定のものに拡大することに伴い、申告書に添付する書類を変更するための改正です。

旧附則第15条の2から4ページ目の旧附則第15条の6までの改正につきましては、軽自動車税の環境性能割の廃止に伴い条文を削除するための改正です。

附則第16条、軽自動車税の税率の特例は、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない3輪以上の軽自動車に係る軽自動車税の税率を軽減する特例措置として、令和8年度及び令和9年度に初回車両番号指定を受けた一定の3輪以上の軽自動車については、当該車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の税率をおおむね100分の75軽減するための改正です。

附則第16条の2、軽自動車税の賦課徴収の特例は、軽自動車税の環境性能割を廃止し、従前の種別割を軽自動車税とすることに伴う改正及び附則第16条の改正に伴う条文整理のための改正です。

附則第30条の4、改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告は、附則第10条の3の規定による固定資産税の改正と同様、改修特別特定建築物に対する都市計画税の税額の減額措置に係る申告書に添付する書類を変更するための改正です。

改正条例改正文の４ページにお戻りいただきまして、附則については第１条としてこの条例の施行期日を令和８年４月１日とし、附則第２条において固定資産税、５ページにかけまして附則第３条において軽自動車税、附則第４条において都市計画税の適用に関する経過措置について定め、附則第５条において軽自動車税の環境性能割を廃止し、従前の種別割を軽自動車税とすることに伴い平成２６年９月２７日に公布いたしました滝川市税条例の一部を改正する条例の附則第５条の一部を改正したいとするものです。

以上、報告第１号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、報告第１号は承認することに決しました。

◎日程第４ 議案第１号 令和８年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

議案第２号 滝川市税条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第４、議案第１号 令和８年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）、議案第２号 滝川市税条例の一部を改正する条例の２件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第１号 令和８年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。

このたびの補正は、議案第２号 滝川市税条例の一部を改正する条例において関連条文の追加を予定しております令和８年度からの子ども・子育て支援金制度の創設に伴う子ども・子育て支援納付金分について増額補正を行いたいとするものです。

第１項で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ１，８２０万３，０００円を追加し、予算の総額を４０億８，４４１万３，０００円とするものです。

第２項で、補正の款項の区分、金額等は、第１表、歳入歳出予算補正によるとするものです。

２ページ、３ページは第１表、歳入歳出予算補正ですので、お目通し願います。

続きまして、補正の内容につきまして歳出からご説明申し上げますので、８ページ、９ページを

お開き願います。3款4項1目子ども・子育て支援納付金分、補正額1,820万3,000円の増額につきましては、子ども・子育て支援金制度の創設に伴う子ども・子育て支援納付金分の増によるもので、歳出合計で1,820万3,000円の増額となったところです。

次に、歳入につきましてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。1款1項1目国民健康保険税、補正額1,820万3,000円の増額につきましては歳出関連で、子ども・子育て支援納付金分に係る財源として国民健康保険税を増額するもので、歳入合計で1,820万3,000円の増額となったところです。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第2号 滝川市税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い改正するもので、一部については報告第1号のとおり専決処分により改正させていただいたところですが、残りの部分について改正したいとするものです。

議案の1ページから9ページまでは改正条例でございます。

条例改正の内容につきまして議案第2号参考資料、滝川市税条例の一部を改正する条例改正要旨で説明いたしますので、参考資料1ページ目を御覧ください。第7条、第18条の2、第20条の改正につきましては、所要の文言整理を行うための改正です。

第32条、所得割の課税標準は、特定大口株主配当等を特定配当等に追加するための改正です。

第33条の7、寄附金税額控除は、法改正に伴う条文整理のための改正です。

第35条の2、第35条の3の2は、第35条の3の3の改正に伴う条文整理のための改正です。

第35条の3の3、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書は、公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、所得税における扶養親族等申告書の提出義務がない受給者のうち退職手当等に係る所得を有する特定配偶者、扶養親族、または特定親族を有する一定の者が申告することとする等の改正です。

2ページをお開きください。第41条、第45条の3及び第52条の12の改正につきましては、所要の文言整理を行うための改正です。

第62条、固定資産税の免税点は、家屋に係る免税点を20万円から30万円に、償却資産に係る免税点を150万円から180万円にそれぞれ引き上げる改正です。

第66条、第67条、第69条、第128条の2、第134条の改正につきましては、所要の文言整理を行うための改正です。

3ページをお開きください。第138条、国民健康保険税の課税額は、中間所得層の被保険者の負担を軽減するために国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額を66万円から67万円に引き上げるとともに、新設する子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額を3万円と定めるための改正です。

142条は、後ほど説明いたします子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額について定める147条の5の追加に伴う条文整理のための改正です。

147条の2は、国民健康保険税の子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額を基礎控除後の

総所得金額等に100分の0.29を乗じて算定することを定めるための条文追加です。

147条の3は、国民健康保険税の子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額を被保険者1人につき1,000円とすることを定めるための条文追加です。

147条の4は、国民健康保険税の子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額を18歳以上被保険者1人につき100円とすることを定めるための条文追加です。

147条の5は、国民健康保険税の子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額の特定世帯を500円、特定継続世帯を750円、それ以外の世帯を1,000円とすることを定めるための条文追加です。

4ページ目をお開きください。第161条は、低所得者の負担を軽減するため世帯の合計所得金額に応じて被保険者均等割額及び世帯別平等割額をそれぞれ7割、または5割、2割軽減しているところですが、このうち5割軽減及び2割軽減について経済動向等を踏まえ判定基準額を引き上げるもので、軽減基準額のうち世帯の被保険者数の数に乗ずる額を5割軽減は5,000円、2割軽減は1万円引き上げるとともに、18歳未満の子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額を全額減額する規定の新設のための改正です。

附則第6条は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例、いわゆるセルフメディケーション税制でございますけれども、令和9年度までとする適用期限を撤廃し、恒久化するための改正です。

附則第7条の3、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除は、法改正に伴い条文を削除するとともに、従前附則第7条の3の2として規定しておりました個人の住民税の住宅借入金等特別税額控除について適用期限を5年延長し、同条を附則第7条の3として繰り上げるための改正です。

附則第7条の4は、法改正及び附則第19条の3の新設に伴う条文整理のための改正です。

附則第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例は、当該課税の特例の適用期限を3年延長するための改正です。

附則第9条の2は、法改正に伴う条文整理のための改正です。

4ページから5ページにかけまして附則第10条の2でございますけれども、地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例について規定した条文でございますが、日本貨物鉄道株式会社の車両に関する特例規定の廃止に伴い項ずれが生じたことによる条文整理及び新たに第26項として高齢者移動等円滑化法に該当する特別特定建築物のうち政府の補助を受けて同法に基づく建築物移動等円滑化基準等に適合する改修工事が行われた改修特別特定建築物に係る固定資産税の減額につきまして、地方税法では3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内で市町村の条例で定める割合と規定されておりますが、本市においては参酌基準を上回って、または下回って定める特別な事情がないことから、この割合を3分の1と定めたいとするものです。

附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告は、法改正に伴う条文整理のための改正です。

附則第16条の3から附則第17条までの改正につきましては、附則第7条の3の削除及び従前の附則第7条の3の条ずれに伴う条文整理のための改正です。

附則第 17 条の 2 につきましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を令和 11 年度まで延長するための改正及び租税特別措置法第 31 条の 2 第 2 項第 13 号から第 15 号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等が、その譲渡をしたときにおいて地滑り防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域または浸水被害防止区域内に存する場合は、この特例措置の適用ができないこととするための改正です。

附則第 18 条及び附則第 19 条の改正につきましては、附則第 7 条の 3 の削除及び従前の附則第 7 条の 3 の 2 の条ずれに伴う条文整理です。

6 ページ目をお開きください。附則第 19 条の 3、特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例は、所得割の納税義務者が特定暗号資産の譲渡をした場合には当該特定暗号資産の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得については他の所得と区分して、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の 100 分の 3 に相当する金額に相当する市民税の所得割を課すための条文追加です。

附則第 20 条から附則第 20 条の 3 までの改正につきましては、附則第 7 条の 3 の削除及び従前の附則第 7 条の 3 の 2 の条ずれに伴う条文整理です。

附則第 29 条から 7 ページ目の附則第 30 条の 3 の 4 までの改正につきましては、いずれも都市計画税に係る地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例についての規定で、固定資産税の改正と同様、法改正に伴う項ずれが生じたことによる条文整理のための改正です。

附則第 30 条の 3 の 5 は、先ほどの附則第 10 条の 2 第 26 項として新たに追加しました改修特別特定建築物に係る減額について、固定資産税と同様に都市計画税についてもわがまち特例による特例割合を参酌基準と同率の 3 分の 1 と定めるための条文追加です。

附則第 34 条は、法改正に伴い項ずれが生じたことによる条文整理のための改正です。

附則第 42 条から 8 ページ目の附則第 52 条までの改正につきましては、いずれも国民健康保険税の課税の特例についての規定で、第 147 条の 2 の追加に伴い国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の所得割額と同様、子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額についても課税の特例を適用するための改正です。

改正条例改正文の 7 ページにお戻り願います。附則につきましては、7 ページから 8 ページにかけて第 1 条としてこの条例の施行期日を原則公布の日としつつ、第 1 号から第 4 号までに規定する部分につきましてはそれぞれ各号に記載する日から施行することとし、附則第 2 条において市民税、9 ページにかけて附則第 3 条において固定資産税、附則第 4 条において都市計画税、附則第 5 条において国民健康保険税に関する経過措置について定めるものです。

以上、議案第 1 号及び議案第 2 号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号及び第2号の2件を一括採決いたします。本案をいずれも可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び第2号の2件はいずれも可決されました。

◎日程第5 議案第3号 工事請負契約の締結について

○議長 長 日程第5、議案第3号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第3号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

工事名は、庁舎外壁等改修工事であります。

契約の目的は工事請負契約のため、契約の方法は地域限定型一般競争入札、契約の金額は5億1,865万円、契約の相手方は株式会社泰進建設滝川本店、代表者は取締役常務執行役員滝川本店長、加藤研二氏であります。

次に、この工事に係る入札経過等についてご説明いたしますので、議案第3号参考資料を御覧ください。この改修工事につきましては、地域限定型一般競争入札の方法により記載の市内2社参加の下、令和8年4月30日に入札を執行した結果、株式会社泰進建設滝川本店が5億1,865万円で落札候補者となり、令和8年5月1日の資格審査を経て落札者として決定したところでございます。

この工事は、令和8年度から令和9年度までの2か年工事であり、本年度は庁舎東西面の外壁等改修工事を、令和9年度は庁舎南北面の外壁等改修工事を行うこととし、完成は令和9年12月17日を予定しております。

以上、議案第3号の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 3 号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号は可決されました。

◎閉会宣告

○議 長 本臨時会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして令和 8 年第 2 回滝川市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前 1 0 時 3 4 分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

令和 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員